

令和7年8月20日

株式会社島根人材育成行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年8月20日 ～ 令和12年8月19日までの 5年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の平均取得率を75%以上とする

<対策>

●令和7年8月～

社内報による社員への次世代法・女性活躍推進法を含む制度の周知